物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度 特定複合観光施設区域整備 に関する重要事項の検討に係る法制支援 業務(単価契約)	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区震が関2-1-2	R7.4.1	弁護士 児島幸良 東京都港区西新橋1-2-9	-	当該者は、特定権合観光施設(IR)区域整備に関する法令及びIR事業に精通し、IR推進法及びIR整備法の法案作成の専門的な検討実務に携わったという稀有な経験を有しているとともに、民事法、金融関係法令、外国法についても高度な水準の専門的知見を有しており、本業務に求められる水準を達成できる唯一の者であるため。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	8,923,200	8,923,200	100%	
旅行·観光消費動向調査(2025年1-3月期分)の実施に係る業務	支出負担行為担当官 観光庁交長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	(株)エイジェック 東京都新宿区西新宿1-25- 1 新宿センタービル46階	3011101036128	統計法に基づく一般統計調査である「旅行・観光消費動向調査」では、日本国民がどの程度旅行を行い、旅行にてどのような 消費活動を行ったかについての実態を把握することを目的として毎年四半期ことに調査を実施している。 調査対象者(個人)の選定は、調査設計に基づき選定した対象自治体の住民基本台帳を閲覧することにより抽出しており、毎 年4月から5月間に抽出した調査対象者7月以上、調査対象年度の4-6月期間を「同年7月実施」から翌年1~6月期間 査(翌年4月実施)まで用いる必要がある。 住民基本台帳の関策事項は、任民基本台帳法第11条の2の第7項により、住民基本台帳の閲覧の申出時に当該申出者が 指定した者にの場合2024年度契約の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注者、以外は取り扱うことができな いとされているか。他の事業も「調査対象者」以入と写1巻成でとは不可能である。 また、調査対象者リストは無作為抽出により選定しているため、他の者が住民基本台帳を閲覧し同一の調査対象者リストを 再現することも不可能である。 以上の理由により、2024年度の「旅行・観光消費動向調査の実施に各業務」の受注事業者と契約する以外に本業務を実 施する方法がないため、同事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	38,023,040	38,023,040	100%	
「食」の力を最大活用したガストロノミーツー リズム推進事業に係る調査業務	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1-3-3	8010501050089	本事業は、「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズムに取り組む、自治体、農業、漁業、飲食業、宿治業、DMO等の様々な関係団体等で構成された地域を支援することで、地域全体への観光の経済変更効果を最大化する調査研究である。また、事業実施にあたって、地産性消の為のメニュー・コンテンツ、食体験造成等のための食に関するコンサルタント・コーディネーラー等の食の電門変を流進し、取組に対してが、アボイストロシーリンスムに取りる銀手が表達し、設理の把握や令後必要な対策の検討を行うかのである。その実施にあたっては、ガストロシーリズムに関する事門がな知識及び経験が不可欠である。今回の全面関係では、ガストロノミーツーリズムに関する事門がな知識を対象が不可欠である。今回の全面関係では、ガストロノミーツーリズムに関する。特別をおけるによる新新で優れたアイディアを広く等リ選出することにより、最も効果的、効率的に業務を遂行し、自的の連成を目指すものである。以上を踏まえ、今回の業務における成果を十分に獲得するに足る、最も優れた提案書を採択すべく、一般競争によらず、企画競争を実施し、提出された企画提案書を審査した結果、当該法人の企画提案が特定されたため、当該法人と随意契約を締結する。根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	145,799,700	145,799,700	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
インターネット情報配信サービス「iJAMP」による情報提供	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隊司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.1	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	時々刻々発生する事項を観光行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動は非常に大きな役割を担っている。 選定業者が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、各省大臣を見や首長会見など会見連報をはじめとする 中央省庁・地方自治体の動静やニュース、リアルタイムな政治・社会ニュースや災害情報など、他のメディアにはない情報を 有しており、その提供も迅速である。 また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検案もし易くなっているため瞬時の検索に適しており、特に行政、経済情報等 必要な専門情報を入手することができるサービスを行っているのは、株式会社時事通信社のみであるため、同社を選定する ものである。 模拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	4,752,000	4,752,000	100%	
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 跨司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.8	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1-3-3	8010501050089	本事業は、我が国固有の様々な文化や自然などの魅力について、多言語解説整備推進を図るものである。また、関係省庁 等と連携して多言語解説の専門人材の活用、派遣体制の構築、日本語原稿からの単年観形ではない英語解説文作成等の 支援を行うよけ、中国語及び韓國語解説文作成等の 、本業務の実施にあたっては、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文作成及が作成方法、ノウハウの集 構等に関して、経験なし高度な知見・能力を有る者によるプイディアを広ぐ第って選出するため、企画競争を実施した。 提出された企画提案書を審査した結果、当該法人の企画提案が特定されたため、当該法人と随意契約を締結する。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	596,999,480	596,999,480	100%	
持続可能な観光推進モデル事業に関する 調査業務	支出負担行為担当官 競光庁次長 平嶋 隊司 東京都千代田区震が関2-1-2	R7.4.14	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2 第3号 丸の内二重橋ビルディング	5010405001703	地域の持続可能なマネジシト体制構築や社会経済に関するサステナビリティの取組、地域の自然・文化や生業等の保全・活用にかかる「持続可能を観光の推進は、世界的な関かが高まる中、インパウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、数が国が旅行をして選ばれるからいも助り組化でき突厥の保建しいえる。 当庁としては、こうした背景も踏まえ、2020年にUN Tourismアジア太平洋地域事務所とともに開発・公表した、国際的な指摘に準拠した「日本放射検討・配放戦力・イアンと活用し、持续である。 は一準規した「日本放射検討・配放戦力・イアンした活用し、持续である。 これまでも持続可能な観光の優良モデル創出に取り組んできたところだが、地域が国際認証・表彰の取得を視野に入れた場合のより高度な優良モデル構築の実証事業を行い、我が国における持続可能な観光の推進を図ることが本業務の目的である。この目的を達成するために、調査業務を運営する事務局(以下「事務局)とする)が、世界的な潮流を捉えた国際的な視点を有している。この目のを達成するために、調査業務を運営する事務局(以下「事務局)とする)が、世界的な潮流を捉えた国際的な場合として、国際内での幅広いネットワークを有していること、多岐に渡る自然的な事が事が切り見及び高度な分析能力を有していること、記光全般に関する実績を有していることが必要である。また、本業務における十分な成果を得るために、事務局が確実な業務遂行体制とともに効果検証及び分析事業に高度に構造していることが必要であり、今回の企画競争を満たず事業者から、斬新かつ現実的なアイディアを広く祭り、選出することにより、最も効果的、効率的な実施運営を目前するのである。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募別、評価を行った上で採用、足型とれた。他の表別を選出したおり、主張を表別、評価を行った上で採用、足型とれた。他の表別を表別を記述する。とい、企画競争方式により発えすることが適切と考えた。機関と表別では関することとしたが、急間は表別を見かれている。ま計、第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当者これから、随意契約によることとしたい。	29,983,800	29,983,800	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
観光 DX 推進による観光・地域経済活性化 事業	支出負担行為担当官	R7.4.15	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町二丁目 3番1号	7010001064648	本業務は、観光DXの推進を通じて、旅行者の移動・決済、観光能業の宿泊・予約等のデータを、DMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取積等を通じて、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図り、地域全体の消費は大中地域活性の新程機をより出す。3種類のデルの制制と目指し、取組を行うものである。本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなぐデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、転布で優れたプイデアな広等って選出するため、企画競争を実施した。その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	470,000,000	470,000,000	100%	20
観光地域づくり法人(DMO)を核とした世界的な観光地経営モデル事業に係る事務局適営業務	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.4.18	EYストラテジー・アンド・コンサル ティング株式会社	6010001107003	世界に誇る観光地形成に向けては、司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)を核として、持続可能な地域経営の視点に立った取組を推進し、地域全体の活性化を図ることが必要である。 観光立国推進基本計画(令和5年3月31日間議決定)においては、地域全体の活性化等の取組を高水準で満たす、「世界的なDMO」の大力・ル形成を目指す自が盛り込まれており、観光庁として、その検補となる「先駆的DMO」として、令和6年度末までに4法人を選定したところである。 本事業は前述の4法人を含む先駆的DMOが、観光地経営を行うにあたっての課題やその解決に向けた具体的な取組について終証し、機関階を図ることを内容とするものである。 このため、本業務の実施にあたっては、派遣する専門家の選定や「先駆的DMO」の取組に対する進捗管理等において専門的な知識及び経験が不可欠である。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	244,315,000	244,315,000	100%	
質の高い消費と投資を呼び込むためのデジ タルノマド誘客促進事業	支出負担行為担当官 観光庁交長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.7	株式会社JTB 東京都品川区東品川二丁目3 番11 号	8010701012863	本業務は、ビジネスインパウンドであるデジタルノマド誘致が長期滞在による地域消費の拡大及び、ビジネスにおけるイノベーションの創出や日本への投資拡大などより多くの地域貢献をもたらすものとして、デジタルノマドの特性・ニーズを踏まえた受入体制及び滞在プロウラムの構築に取り取り組むものである。本事裏の実施にあたっては、デジタルノマド級に関する高い専門知識と、モデル実証事業等に係る実施工程の管理補助・執行管理から接受の支払まで、一連の業務を的確かつ加速し実施することができる業務体制を構築する能力が求められる。以上を踏まえ、本業務につき、最も効果的、効率的な業務運営を目指すべく、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提業者が特定されたことか。、随意受勢を締結するものである。根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	78,839,000	78,839,000	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和7年度観光レジリエンス実務者級会合等に関する企画調整支援業務	支出負担行為担当官	R7.5.7	PwCコンサルティング合同会社 東京都干代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー	1010401023102	本業務では、実務者級会合において有意義な議論を行うため、会合準備・会合支援を行うとともに、観光レジリエンスに関する各国の取組をまとめた手研集の作成支援を行うものである。 本事業においては、同会合命の重要性を十分に理解した上で、観光分野における最近の動向等に関して各国・国際機関等の情報収集能力を有し、企画、資料存成やを円滑に実施できる会社へ発注する必要がある。 そこで、本業所でき、企画原争を実施し、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	13,998,050	13,998,050	100%	
第2のふるさとづくり普及推進事業	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.7	株式会社博報堂	8010401024011	本業務は、新型コロナウイルス感染症の拡大や働き方改革の普及により、観光需要の質に変化が起きている現状を踏まえ、第2のふるさとづくり(何度も地域に通う族、帰る族)等の新たな仕掛けを作ることにより、観光振興だけでなく、二地域居住・他地域居住や移住への寄与を期待し、取組を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなく、交通分野、マーケティング分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力、情報発信えキル及び確実な事業の履行体制を有する者から、新新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	297,000,000	297,000,000	100%	
令和7年度観光レジリエンス実務者級会合 運営業務	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区震が関2-1-2	R7.5.8	東武トップツアーズ株式会社 東京都墨田区押上一丁目1 番2号 東京スカイツリーイー ストタフー	4013201004021	本業務では、オンラインでの開催にあたり、事前に各種基本計画を作成しつつ、観光レジリエンス業務者総会合の運営に関する業務(2回開催)を一元的(準備・運営・終了後の事務等の同業務者級会合開催に関連する業務一切)に実施することで、効果的、かつ門海生業施を図ることが必要・行りである。そこで、本業務につき、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	8,985,460	8,985,460	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
地方部における観光コンテンツの充実のた めのローカルガイド人材の持続的な確保・ 育成事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区震が関2-1-2	R7.5.9	株式会社日本旅行 東京都新宿区左門町16-1 四 谷TNビル4階	1010401023408	地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業は、地方部において、観光コンテンツの供給やコンテンツの素度度(質)、地方誘客の促進や消費単価の向上にも直結する、地域の魅力を伝えるガイドが不足しているという課題に対応するため、地域・体となってガイド人材の持続的な確保・育成に総合的・総務的に取り組む地域の支援を行い、モデルを模築するものである。本事業の実施に地たっては、確広い現点からの課題の世間及び具体的な理を行うために、ガイド人材や地域資源の活用に関する/ウハウや知見、専門家等との幅広いネットワーク、実証事業の進捗を適切に管理できる/ウハウ等を有していることが必要である。さらに、本事業における十分な成果を得るためには、確変な業務遂行体制と共に、ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた課題出担及が方針禁定のための高度分が折ち着していることが必要である。このことから、本事業の事務局達営業務の実施に当たっては、国内の観光間議事業者や専門家事との幅広いネットワーク、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、新新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。	243,573,770	243,573,770	100%	
歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(事業化支援及びモデル創出等調査)の事務局連営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.9	TOPPAN株式会社	8010501050089	本業務は、歴史的資源を中核に地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光・地域経営の実現を目指すとともに、歴史的 資源を活用した観光まちろくりの取組展開地域を更に拡大することで、質・量両面での取組推進を支援するものである。加え て、更なる事業環境整備及び地方自治体、地域金融機関やまちづくりに係る方々の理解容器を行うため、設強会等を行う。 のため、本業務の実施にあたっては、歴史的資源を活用した観光まちくくいの実施に関する事門的な知識が不可欠であ る。加えて本業務における十分な原準を得るためには、確定な業務遂行体制とともに、効果検証及び分析事業に高度に精通 してとが必要であり、そのような能力を有っる事業者から、斬新かつ現実的なアイディアを広く募り、選出することにより、 最も効果的な事業運営を目前すものである。 その内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	279,982,121	279,982,121	100%	
ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促 進に向けた実証調査	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.14	近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目6-1 新宿住友ビル36F	2010001187437	本事業は、全和5年度事業及び令和6年度事業で造成したロングストーリーツアーの服路拡大・磨き上げに向けた支援、新たなロングストーリーツアーの造成・販売の支援、ロングストーリーツアーを普及させるための販売手法等の検証及び、Experience Managerの育成に受ける敬息を実施することを目的としている。本事業の実施に当たっては、実証事業の実施事業者に対して、ツアーの服路開係の情報発度等の具体的な取組みについて、十分に知りある日出者が適切なケースタティを実施し、作業支援を行う必要がある。また、全行程に付きが適切なケースタティを実施し、作業支援を行う必要がある。また、全行程に付きることpperience Managerの育成を支援するための研修プログラムや教札、説明動画の作成等を行う必要がある。本事業に係る企画競争において、上記の条件を踏まえて競争参加者の企画提案書の内容を審査した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、当該事業者と随意契約を締結するものである	232,995,200	232,995,200	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の 数
MICE開催地としての魅力向上事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都干代田区震が関2-1-2	R7.5.16	株式会社JTBコミュニケーション デザイン 東京都港区芝三丁目23番1号	2010701023536	本事業では、国際会議の単なる開催にとどまらず、都市間の連携や多様なステークホルダーの連携を通じた開催地外への 誘客やビジネス交流の創出等により、一層の開催効果の拡大につなけるため、今までにない新しい発想での連携の仕組み を構築し、発電子がの割出を図る、また。これらの連携に関する効果的な手法について調査を持ち行うた共に、その結果を 国金林で共有していてこを目的とする。 本事裏の実施しるたっては、MICCの開催に関する高度な知識とネットワークを持ち、国際競争力向上の視点から調査・提言 を行うことが求められる。 また、実証対象となる国際会議の実施内容の精査や主催者に対する経費の支出等の業務も含め、最も効果的、効率的な業 務連當を目前すべ、これらの条件を満たす者から広び提案を募り選出することとした。 以上を踏まえ来来第につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契 約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	249,999,618	249,999,618	100%	
地域周遊・長期滞在促進のための専門家 派遣事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.23	株式会社ケー・シー・エス 東京都文京区小石川1-1-7 日本生命春日駅前ビル	3011101040658	本事業では、登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対し、専門家を派遣し、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を 創出する施策の展開、多様な地域の関係者の育成等の助言を選し、旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的と する。 本事業の実施にあたり、派遣する専門家の経歴、実績及び資質を見極め、専門家の情報を管理し、提供できる状態を整える 必要がある。その上で、要請団体の課題や実情を的確に把握し、適切に助言を行える専門家をマッチングし、派遣する能力 を有する必要がある。 本事業に係る企画競争において、上記の条件を踏まて競争参加者の企画提案書の内容を審査した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことか、当該事業者に減ぎ契約を締結するものである。 根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	52.996.321	52.996.321	100%	
観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル 構築事業	支出負担行為担当官 観光庁交長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.5.30	株式会社JTB 東京都品川区東品川二丁目3 番11 号	8010701012863	本業務は、ネイチャーアクティビティ等の観光コンテンツの造成に既に取り組んでいる地域を中心に、専門家による伴走支援のもと、国際競争力のあるコンテンツとしての質を担保しつつ、継続的に販売を行うことができる収益性改善モデル構築の実証のため、実証地域においては持続的に収益性を確保してい税点から、コンテンツの内容、販売経路・販売コストの合理化等に資する変色事業を行い、中長期的規念につった収益性必要戦略策定を支援するものである。本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなく、収益性改善戦略策定のための経理・財務・会計等の多角的な業務知識、高度な分析能力、情報発信スキル及び確実な事業の履行体制を有する者から、動新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企動競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	97,998.880	97,998,880	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の 数
持続可能な観光推進に向けた海外事例調査業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区震が関2-1- 2	R7.6.3	三菱UFJリサーチ&コンサル ティング株式会社	3010401011971	コロナ福後の水際対策終了後、国内外からの観光需要が急速に回復し、整調な成長軌道にある中で、一部の地域・時間帯においては、観光客による過度な混雑、マナー違反などが発生し、地域住民の生活の質への影響や観光客の観光満足度の低下といった。いわゆるオーバーツーリズムの懸念が生じている。 数が国では、ドイーバーツーリズムの悪然防止・抑制に向けた対策パッケージ」(令和5年10月観光立国推進開催会議決定)を取りまとめ、パオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」(令和5年10月観光立国推進開催会議決定)を取りまとめ、パオーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策、の地域と指揮事業(観光行事業)など表演にながら、を地域がオーバーツーリズムの大力する問題解決に取り組合がしな状況。一部報道等によれば、海外の観光地においても、オーバーツーリズム(マスツーリズム)間距に注目が集まっているとともに、一部国では、地域住民によるデモや、観光客に対すら抗議運動が展開されるだ。観光の変しの発信が見られる社会の表で、一部国では、地域住民によるデモや、観光を向する抗議運動が展開されるだ。観光の公内の発信が見られることもある。表が国として、2009年お日が国と版代をでは、現光の全の場合が見られることもある。表が国として、2009年お日が国制人旅行者後600万人、5日外国におけるオーバーツーリズムの現状やそれに対する国民の反応、各国政府、民間事業者等の取組・効果等について調査し、教が国におけるオーバーツーリズム対策に向けた政制を成立して、多数に変しますることが必要である。 出社にとが必要である。 出社にとが必要である。 出土にとが必要である。 出土により会が、日本におきまりにおきまりに、おきまりにおきまり、発生を表すといい。会計とすることが適切と考えた。製作を面積を実施では、当時でを記れため、会計を発力であり、全部を持ちている。またまりまり、ままりにおきまります。こととしたい。は、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で	30,000,000	30,000,000	100%	
令和7年度 災害・交通情報発信に関する調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.9	アールシーソリューション株式会社 東京都新宿区西新宿8丁目14番21号	3011101034016	訪日外国人旅行者向けの災害時の情報提供については、災害時情報提供アプリSafety tipsを通じた対応が壊じられており、 とりわけSafety tipsにおいては、緊急地震速報で津波警報、噴火速戦、気象警報、会風情報等のプシンュ通知を含蓄能で行 方はか、それらの災害の発生時に数々を持て動力 方はか、それらの災害の発生時に数々を持て動力 本業務の実施にあたり、健実な業務途下能力とともに、訪日外国人旅行者への災害情報券遣、交通機関の選行情報の提供 にあたっては、災害情報の内容やの理様力法、災害時に求められる交通機関の選手情報等を やニーズに知見を有し、より効果的な情報券遣を実現するためのプリハウや業務遂行能力が求められる。 は上を踏まえ、本事実の実施にあたっては、事業皇間を理解し、専門的知識を有する者から企画投棄を募り、課金を行った 上で提用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も販力・成果を期待できるため、企画競争方式によ り発注することが適切と考えた、観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特 定されたため、随意契約によることとしたい。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	49,995,000	49,995,000	100%	
令和7年度海外教育旅行の促進及びプログ ラムの付加価値向上に関する事務局運営 業務	- 支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1- 2	R7.6.16	東武トップツアーズ株式会社 東京都墨田区押上1丁目1番2号	4013201004021	アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進等につながり、なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加に考与する。また、今後、海外教育旅行の裾野拡大にむけて、ボトに、導入を診けする学校や取りな人民体等の記事化ある。 本事業においては、学校や地方公共団体等における海外教育旅行の20プラム開発の促進として、導入に感欲のある学校・地方公共団体等の道熱により、教育的付加値画の高い海外教育旅行の20プラム開発を行う。また、その音及容易活動として、プログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンボジウムの開催やウェブサイトでの情報発信。各種ルートを通じた周知を行う。素務活においては、特に中高生の若者を対象としたプログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンボジウムの開催やウェブサイトでの情報発信。各種ルートを通じた周知を行う。素務活においては、特別の国地の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の	18,999,210	18,999,210	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の 数
観光圏整備促進検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区震が関2-1-2	R7.6.20	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3丁目2 番3号丸の内二重橋ビルディン グ	5010405001703	本事業は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、11の観光圏を認定するとともに、各種法律の特所などにより観光圏の形成を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを推進することを目的としている。 本業務の実施にあたっては、観光圏の実施する事業の効果を最大化させるために、観光圏における地域の巻き込みや活動状況に関する現状の課題の整理や、今後の制度の在り方について検討するための必要な業務の実施、観光地域づくりマネージャー認定に係る耐修業務を実施する必要であり、最も効果的に事業を実施できる高度な専門知識と調整能力が求められるため、企画競争を実施したことでもある。企画競争を実施し、所定の審査を行った結果、当該法人の企画提集が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	9,242,420	9,242,420	100%	
将来の国際会議主催者育成のための地域・大学連携等促進事業	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.27	株式会社コングレ 東京都中央区日本橋3丁目10 番5号	9120001079690	企画提案に基づく大学当局への積極的なアプローチに期待出来、顕在化している課題等の把握もできている。各業務内容に 成じた提案がなされていることから堅実な事業実施には期待が持てる。予算の範囲内における地域、大学連携等の促進の 取組など有用な提案も務め、また子尊の余剣が出生場合の個別業をされていることからも予算の効率的使用に利用付は てる。作業工程は業務毎に作成されていること、業務実施体制についても特段問題はなく類似の事業実績も有していることか も主義務達での確実性は高いと思われる。 以上を踏まれて本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意 契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	152,999,990	152,999,990	100%	
地域の旅館街等に入り込んだ教育プログラ ムの実践事業	支出負担行為担当官 観光庁改長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.6.27	株式会社早稲田大学アカデミックソリューション 東京都新宿区西早稲田1丁目9 番12号	1011101037739	本業務は、観光地の再生・高付加価値化を進め、持続可能な観光地域づくりを実現していくために、地域を牽引し、観光を通 じて地域課題の解決を図ることができる観光人材の育成が必要であるため、稼げる地域、産業の実現に寄与する人材の育成 を目的とする。 また、本業務を実施する者には、専門知識と高度な誤整力、確実な業務執行体制を有していることが求められ、これらの条件 を満たす者から広く観楽を募ることで、最も効果的かつ効率的な事業運営を目指すものである。 以上の理由から、本業形につき、一般競争契約ではなく、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特 定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	14,999,215	14,999,215	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
多様な食習慣や文化的慣習を持つ訪日外 国人旅行者の受入環境整備に向けたモデ ル事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隊司 東京都千代田区震が関2-1-2	R7.6.30	PwCコンサルティング合同会社 東京都千代田区大手町1丁目2 番1号	1010401023102	コロナ後の急速なインパウンド需要の回復に伴い、ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリム等多様な食習慣・文化的慣習を有する 防日外国人旅行者も増加していることが想定され、より安心・快適に旅行を海喫できる環境の整備を図る必要があると認識している。 今回の調査業務は、自治体・DMOを中心として複数の観光関連事業が連携して受入環境整備に取り組む優長モデルを構 業するともに、受入対応に係る基本的理解の促進に向けたセシナー等を開催し、多様な食習慣等を有する訪ロト国人旅行 者がより安心・快適に旅行を海喫できる環境の一層の整備促進を図ることを目的とするものである。 本事業の実施したわてつば、事業趣首を増解し、専門的知識を有するこはもちらか、関係事業者等との高度な調整能力を 相していることが必要である。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で 採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内 容を評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、励意。契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	79,997.700	79,997.700	100%	
オーバーツーリズム対策に向けた手ぶら観 光推進に係る調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.14	EYストラテジー・アンド・コンサ ルティング株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目1 番2号	6010001107003	コロナ福後の水際対策終了後、国内外からの観光需要が急速に回復し、堅調な成長軌道にある中で、一部の地域・時間帯においては、観光客による過度な混雑、マナー違反などが発生し、地域社民の生活の質への影響や観光客の観光満足度の低下といった。いわゆるオーバーツーリズムの懸念が生じているところ。この中でも、特に、訪日外国人族行者をはじめとする、観光客が、大窓の手荷物を持った状態で転進って、マネの企大変連携を関していることにより、本本公共交通機関が有する受力、中荷物を持たり、観光客が大窓が上観と第7分を開発している。中荷物を持たり、観光客が大窓が立場では、現代を連帯が起るなどの事象が生じているにか、公共スペースを大型の手荷物を持たの観光等が影響することにより、本表スペースを大型の手荷物を持たの観光等が影響することにより、表が国において現に存する手が息光が上でいる。今回の調査業別は、観光等の勤齢が存在いてがら、我が国において現に存する手が観光サービスの見える化、定着らい等を調査するとともに、今後のサービスの更なる着とし向けて必要となる施策の方向性・事業者による取組の提唱等を行うことで、サービスの電か、定義、新規サービスの創出の機会を削造することも目的とする。本来第における十分な成果を得るためには、確実実業務を行かを登録を表現を表現に対していることが必要であり、今回の企画競争を満にず事業者から、新新かり現実的なアイディアを広へ等り、選出することにより、最も効果が、効率的な業務運営を目指すものである。以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画観楽を等り、評価を行ったとで採用し、専門的知識を有する者から企画観楽を等り、影響を行ったとで採用し、提出された企画推集に、基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争を実施し、内容を評価にた結果、当該法人が高い評価を得て特定されため、随意契約を締結するものである。根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	45,000,000	45,000,000	100%	
観光地における二次交通に係る課題に関する調査・分析・実証実験等に関する業務	支出負担行為担当官 競光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区震が関2-1- 2	R7.7.18	株式会社JTB 東京都品川区東品川2丁目3番 11号	8010701012863	2024年の訪日外国人族行者数・消費額がともに過去最高となるなど、観光需要は力強い成長軌道にあるが、宿泊者数では 大都市部への偏在もみられることから、地方部への誘客促進が重要な課題となっている。 しかしながら、地方部では、鉄道駅・空港等の主要交通能節点でタウシー等が円滑に利用できないほか、スノーシーズンや寿 節など多の旅行者が訪れる時期には利用者が發到一路線へびに乗り速れない、タウシーがつきらない等の影響発生しており、円滑な二次交通の確保が地方部への観光客の誘客に当たっての大きな課題となっている。また、目的地へのアクセ ており、円滑な二次交通の確保が地方部への観光客の誘客に当たっての大きな課題となっている。また、目的地へのアクセ 七精物が経路株サービスで乗ぶされない、タシー等の予ちができないなど、二次交通情報が訪日外国人旅行者にとって もわかりやすく提供されていないことも課題となっている。 2030年の訪日外国人旅行者を8000万人目標の重成や持続可能な観光地域でくりの推進に向け、本事業においては、地方 部を中心とする観光客向は「二次交通の充実やわかりやすい情報提供を促進すべく、現状及び課題、解決策について調査・ 分析するともに、一部地域において実証・実装に向けたり報告実施することも同じ、本事業において試理査・ 分析するともは、一部地域において実証・実装に向けたり報告実施することを目的とする。 この目標を達成するために、多域にわたる二次交通関係の事例等の可見及び高度な分析能力を有している事業者を選出することが必要である。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門観光を持ちから企画提案を含まれている。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門観光を持ちから企画提案を含えたが、全面競争を方式により発 注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が特定されたため、会計 注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく地積合に該当することから、随意契約によることとしたい。 根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	79,995,883	79,995,883	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画誌争又は公墓)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
人材活用・経営改善コンサルタント実証事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.18	株式会社リヴァンブ 東京都港区北青山2-12-16 北 青山吉川ビル3F	4010401059044	本事業では、宿泊施設へ経営戦略アドバイザーを現場に派遣し、人材活用に焦点を当てた経営改善支援を行い、その手法 検証の結果を全国の宿泊事業者、展開することで経営レベルの底上げを図る。 事業目的の選加のためには、製化産業の現状性観視、宿泊事業者の経営改善に関する問題点を把握し、適切な経営戦略アドバイザー等の意見を踏まえ、本事業を円滑に運営するプロジェクトマネジメント能力、専門知識及び経験が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該企業の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	20,000,000	20,000,000	100%	
地域内における事業者間連携を通じた観光地・観光産業の人材の有効活用事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.25	株式会社羅針盤 東京都中央区銀座7丁目16-21 銀座木挽ビル3階	6011001151643	本事業では、宿泊施設において近隣施設間、異業種との人材共有等が人手不足対策に渡する取組になることを実証するものであるが、観光産業の現状と課題、人手不足に関する問題意識を把握し、適切な有識者の意見を踏まえた上で、関係者との緊密な運動器を予選等を与うの姿勢がある。また、本事業と円滑に運営するためには、高いプロジェクトマネジメント能力が必要であるとともに、専門知識や経験、人脈が攻められる。本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	19,997,120	19,997,120	100%	
住宅宿泊事業者等情報管理システムに伴 方電子宿泊者名簿ソフトウェア等の改修業 務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R7.7.31	NTTドコモビジネス株式会社 東京都干代田区大手町二丁目 3番1号	7010001064648	住宅宿泊事業に係る所管行政庁への手続きのために観光庁が構築・運用している住宅宿泊事業者等情報管理システムは、住宅宿泊事業法に基づ住宅宿泊事業法に基づ住生宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊管理業者、経知かけ、業務の場合を指摘を表する場合を選集等の実施が大クテーネッと適して本システム上で行うことも可能であり、住宅宿泊事業法申線と基づ人と宿泊させに日数等の所務管方政庁への定期報告についても本システム上で行うことも可能であり、住宅宿泊事業者が報告する際、電子宿泊者名簿ソフトウェアを使したしているとなった。大フトウェアンサビートのS (Windows B) はMicrosoft Windows 10となっており、当該のSのサボー・期限であるの25年10月14日まで「Microsoft Windows 10となっており、当該のSのサボー・期限であるの25年10月14日まで「Microsoft Windows 11の対応を求めまれている。本業務は住宅宿泊事業者等積報管理システムのに発子宿泊者名前の構築、保守・運用作業はNTTドコモビジネス株式会社が行っる。住宅宿泊事業者等積報管型システムの場で無を、後の事業を当該事業者以かが実施する場合、50のサボート期限まで「早急な対応を行わなければならない状況の中、住宅宿泊事業者等積限管理システムの内容・動作環境及びネットワーク環境など幅広い知識と高度なスキルも求められる。そのため、万が一、改修後に本リステム等の用所が出来ない等の障害が発生に増合、当該事業者と外では早息に対応することが困難。以上の理由により、本業務の契約相手方として随意契約を行うものである。根拠条文・会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	2,464,000	2.464,000	100%	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の 数
持続可能な観光地域づくりに向けた宿泊業 界向け紧急時連携システム構築のための 調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都平代田区震が関2-1- 2	R7.7.31	株式会社ピアトゥー 東京都千代田区丸の内一丁目 8番3号	8010401141839	本業務は、令和6年度「宿泊業界向け緊急時連携システム構築のための調査業務」を通じて明らかになった課題を踏まえ、 持続可能な観光地域づくりに向けて、観光庁、宿泊団体、宿泊施設等の関係者が宿泊施設の被害状況や被災事等の受入れ 可否等の情報や効率的に把握・活用することができるシステムの構築についてさるる調査・検証を行うものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の 履行体制を有する者から、新ずで優れアイデアを広係って選出するため、企画競争を実施に、 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	99,938,608	99,938,608	100%	